

令和4年度 第6回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年9月9日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前9時50分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員									
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について 報告第3号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 非農地証明申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	2番	西山 博文	3番	藪田 道正					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第6回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、2番の西山委員と3番の藪田委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年8月8日から9月8日までの行事等についてです。まず8月8日ですが、令和4年度第5回農業委員会定例会を開催しました。同日に、農地パトロールの出発式と共通認識を行いました。30日には、令和4年度第5回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1か月間で、利用権等申出書を1件、利用権設定に係る変更届出書を1件、非農地証明申請書を2件、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を2件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、利用権設定に係る軽微な変更について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、利用権設定に係る軽微な変更の届出についてです。 届出に係る農地は大字赤松の田3筆で、3筆の合計面積は5,316㎡です。現在の借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手機構、貸付人は鳥取市の〇〇〇〇です。権利移転に伴う権利者の変更でして、理由は相続による権利移転です。
	会 長	担当委員から、何かありますか。
	職務代理	3筆とも耕作されておりますし、特に問題はないです。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 報告第3号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。

1件目の届出に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,307㎡です。申請者及び請負業者は八頭町南にあります株式会社竹内組となっております。工事名は沓米川河川災害復旧工事、転用目的は工事用道路、資材の仮置場、転用期間が令和4年9月19日から令和5年3月15日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

2件目の届出に係る農地は大字長砂の畑3筆で、3筆の合計面積は328㎡です。申請者及び請負業者は八頭町南にあります株式会社竹内組となっております。工事名は沓米川河川災害復旧工事、転用目的は工事用道路、資材の仮置場、転用期間は令和4年9月19日から令和5年3月15日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

会 長 私の担当区域です。土手の工事として、昨年7月の大水によって傷んだ所です。他の所もありますけれども、ここは土手が古くなり、石を積んでいないということで、岩場になっている所です。2件目ですが、現状が田ではなく杉林として、元に戻すとはいっても現状のように戻すということです。1件目の田については、耕作できるようにしてもらおうということで、期間を3月15日までとなっておりますが、これは来年の耕作までに返してもらおうということです。

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

5. 付議事項

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地の利用集積計画について意見を求めます。

申請に係る農地は大字若桜の田2筆と大字高野の田1筆で、3筆の合計面積は2,916㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

再設定ですので、特に問題ありません。現地を見てきましたが、3筆とも植えてありました。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員

私からも報告させていただきます。数年前に〇〇〇〇が亡くなり利用権設定をして、今回はその更新になります。

茗荷推進委員

賃借料は、前回は今回も〇〇〇〇円でしたか。

伊井野委員

前回は、確か〇〇〇〇円でした。

会 長

当人同士が、それで同意しておられるならよいです。
ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。
議案第2号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、非農地証明交付申請の承認について、農業委員会の議決を求めます。
1件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の3筆で、3筆の合計面積は546㎡です。3筆とも農振区分は農用地域外、都市計画区分は都市計画地域外です。所有者及び申請者は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、耕作不適等やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため、自然改廃した土地で、農地への復旧が困難であるためというものです。
2件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の1筆。地目は登記簿が畑・現況が雑種地、農振区分は農用地域外、都市計画区分は都市計画地域外、面積は391㎡です。所有者及び申請者は若桜町大字赤松の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、耕作不適等やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため、自然改廃した土地で、農地への復旧が困難であるためというものです。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

現在は、既に舗装された道路になっております。1件目の所有者とは連絡が取れませんでした。2件目の所有者とは連絡が取れました。道路になっておりますし、これから耕作する予定もないということですので、非農地証明で問題ないと思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理

ここは、道路開発で工事している所ですか。

津村委員

工事しているのは国道のほうと、もう1つ吉川側のほうですが、あそこの道路を何のためにつけてあるのかとっていました。

6. その他	会 長	もう農地に戻ることはないということですね。
	津村委員	耕作する予定はないとのこと。それから、最初は工事用の道路かと思いましたがけれども、工事用として使っている様子ではないです。
	会 長	工事の予定があって、それで非農地にするというものではないのですか。
	事務局	はい、その関係です。
	会 長	ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	それでは、申請どおり決定します。
	会 長	その他の事項です。
		<ul style="list-style-type: none">●事務局より、農地パトロールの実施状況について報告あり。●農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録簿の提出あり。●農業委員会視察研修について協議。次回定例会で、計画案を示す。●次回定例会は、10月12日(水)9:00～に決定。
	会 長	以上で、令和4年度第6回の農業委員会定例会を終了します。